

令和6年度一般会計補正予算（第4号）の専決処分について

令和6年9月30日付で総務省から、衆議院の解散に伴う総選挙が10月15日公示、10月27日に執行される予定との通知がありました。公職選挙法第31条第3項の規定に基づく衆議院議員の総選挙の執行並びに最高裁判所裁判官国民審査法第2条第1項の規定に基づく最高裁判所の裁判官の国民審査の執行に要する経費について、本来であれば衆議院の解散後に補正予算を編成するところですが、早急な対応が必要であり、市議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により10月4日付けにて専決処分を行いましたので、お知らせいたします。

なお、本件につきましては、直近の議会に報告し、承認を求めるものです。

☆歳出予算

206,148 千円

【歳出予算の内訳】

衆議院議員選挙執行費

206,148 千円

- 選挙執行予定日 令和6年10月27日（日）
- 選挙執行費の主な内容 206,148 千円
 - ・報酬（選挙立会人報酬等） 7,392 千円
 - ・職員手当等（時間外勤務手当） 59,304 千円
 - ・旅費 268 千円
 - ・需用費（選挙運動用ポスター、投票用紙印刷 等） 15,843 千円
 - ・役務費（郵便料 等） 23,174 千円
 - ・委託料（ポスター掲示場設置、選挙公報等新聞折込委託料 等） 81,477 千円
 - ※ 情報システム経費含む
 - ・使用料及び賃借料（自動車借上料 等） 9,560 千円
 - ※ 情報システム経費含む
 - ・備品購入費 9,130 千円

☆歳入予算

206,148 千円

【歳入予算の内訳】

- 県支出金 206,148 千円